

第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申（案）

一 東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方

目次

はじめに	2
第1章 都におけるバリアフリーをめぐる現状	
1 社会的な背景・状況	3
2 国の動向	10
3 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況	12
4 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果	21
第2章 東京都福祉のまちづくり推進計画策定に向けた今後の主な課題と方向性	
1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進	30
（1）交通機関におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進	
（2）道路におけるバリアフリー化	
（3）面的なバリアフリー整備	
2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備	33
（1）建築物等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進	
（2）公園等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進	
（3）公共住宅の整備・民間住宅の整備促進	
3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築	35
4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進	36
5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え	37
第3章 推進計画の策定に向けた基本的事項	
1 推進計画の目標と計画期間	39
2 施策の体系	40
3 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理	40
参考資料	
用語解説	41
東京都福祉のまちづくり推進計画（2019年度～2023年度）事業一覧	略
審議経過等	
審議経過	略
第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	略

はじめに

東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人が、自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向け、高齢者や障害者等の当事者や関係団体等が長い時間をかけて福祉のまちづくりを築き上げてきた経緯を踏まえ、これまでに多くの提言を積み重ねて、都の施策を後押ししてきた。

第 13 期の協議会では、「10 年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」として取りまとめた意見具申を令和 5（2023）年 1 月に都へ提出した。この中では、主に東京 2020 大会の開催を契機としたこれまでの取組と現状を踏まえて、「東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開」、「共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進」、「誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実」、「生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進」、「防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進」の 5 つの項目について、ハード・ソフト両面でのバリアフリーの推進に向けた課題と方向性を示したところである。

都では、平成 31（2019）年 3 月に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）」において、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標として全 120 事業を位置づけ、計画事業を進めてきたが、令和 6（2024）年 3 月に 5 か年の計画期間が終了する予定である。

しかしながら、今なお都における福祉のまちづくりの推進には多くの課題が残されている。東京 2020 大会の開催を契機とした取組を更に加速させ、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指す必要がある。

また、令和 4（2022）年 9 月に公表された、障害者権利条約に関する総括所見における福祉のまちづくりに関わる改善勧告の趣旨等も踏まえ、多様な人が人権や尊厳を大切に、お互いの違いを認め合いながら支え合う、共生社会の実現を目指すことが重要である。

今期の協議会では、これらの課題認識と前期の意見具申をもとに、今後の課題と方向性について丁寧に議論を積み重ねてきた。このたび、令和 6（2024）年度からの新たな推進計画策定に向けた意見具申を行うものである。

本意見具申が、推進計画の策定に十分に反映されるとともに、当事者の参画を得ながら、都民、事業者、行政等が真に一体となった、利用者の視点に立った環境整備や取組がより一層進むことを強く要望する。

東京都福祉のまちづくり推進協議会
会長 高橋 儀平

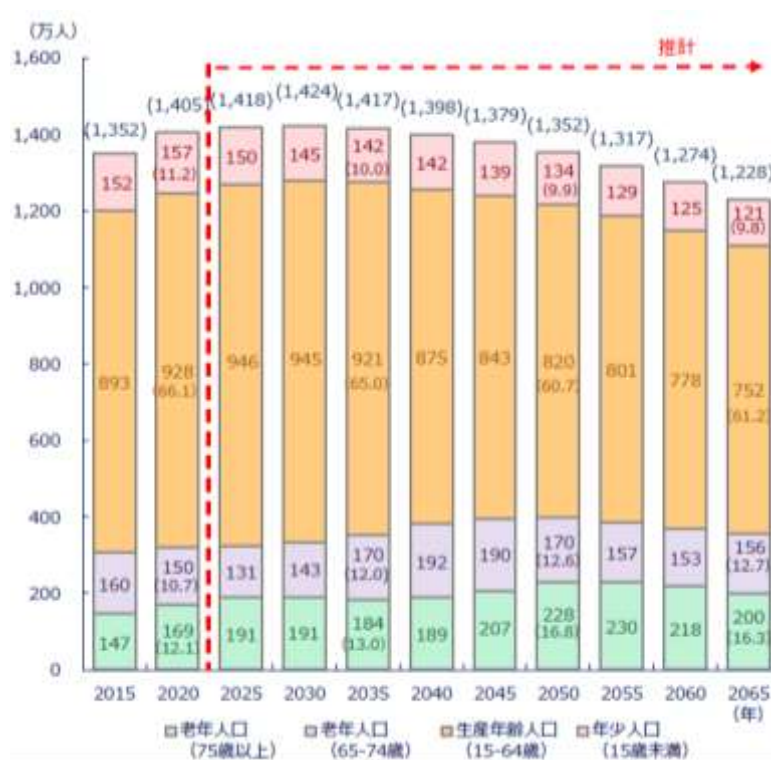
第1章 都におけるバリアフリー（※1）をめぐる現状

1 社会的な背景・状況

○ 2020年の国勢調査によると、東京都の高齢者人口（65歳以上）は、約319万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は、22.7%となった。

○ 今後の高齢化率は、2035年には25.0%（約4人に1人が高齢者）、団塊ジュニア世代が全て75歳を超える2050年には29.4%（約3人に1人が高齢者）とピークを迎え、以降は減少していくと見込まれている。また、少子化により、生産年齢人口（15歳から64歳まで）や年少人口（15歳未満）は長期的には減少していくことが予測されている。

○ 2020年には現役世代（生産年齢人口）約3人で1人の高齢者を支えていることになるが、2065年には約2人で1人の高齢者を支えることとなる。



人口の推移 [東京都]

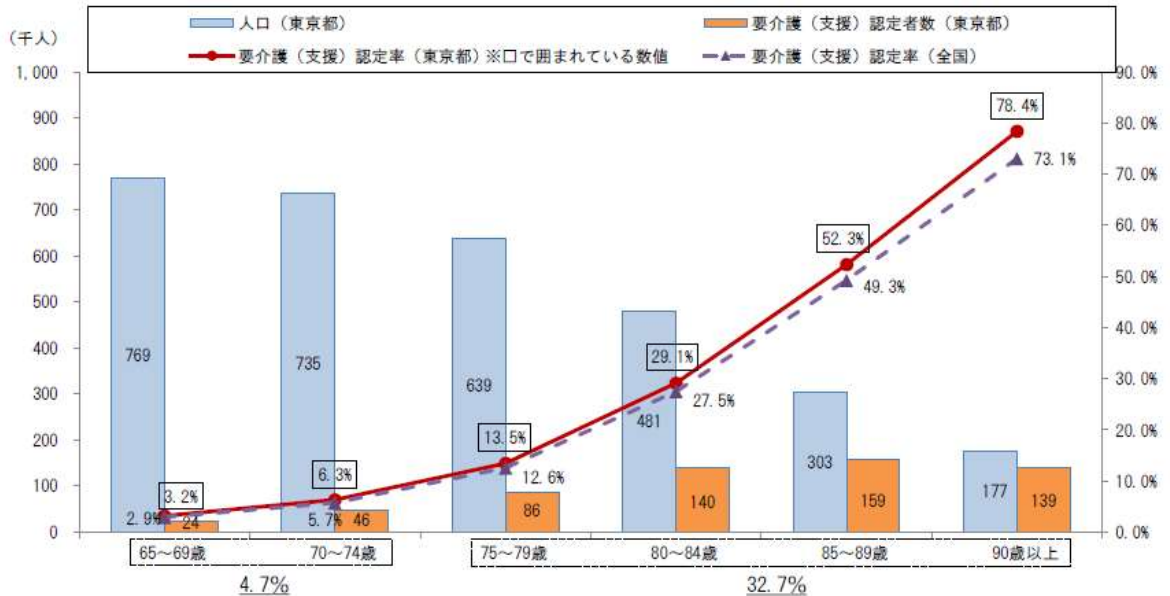
高齢化率の推移 [東京都]

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
高齢化率 (%)	22.7 (22.67)	22.7 (22.74)	23.4	25.0	27.3	28.8	29.4 (29.41)	29.4 (29.37)	29.1	29.0
後期高齢者の割合 (%)	12.1	13.5	13.4	13.0	13.5	15.0	16.8	17.5	17.1	16.3

(注) 1. 2025年以降は、東京都政策企画局による推計
 2. グラフ上部の（ ）内の数字は、総人口。内訳の（ ）内の数字は、人口に占める割合
 3. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(出典：総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補充結果」)

- 東京都の高齢者人口を、前期高齢者（65歳から74歳まで）と後期高齢者（75歳以上）とに分けてみると、2020年は前期高齢者が約150万人、後期高齢者が約169万人となっており、後期高齢者の要介護（支援）認定率は、前期高齢者の約7倍となっている。



年齢階級別要支援・要介護認定率（2019（平成31）年1月）〔東京都〕

出典：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）平成30年12月末現在」、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成31年1月1日現在）」、厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）平成30年12月末現在」、総務省「人口推計（平成31年1月1日現在）」出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）〔2015年、2025年～2045年〕、総務省「国勢調査」（令和2年）〔2020年〕

- 後期高齢者のうち特に要介護認定率の高い90歳以上の高齢者は、2045年には2020年に比べて約2倍に増加すると予測される。



後期高齢者人口の推移〔東京都〕

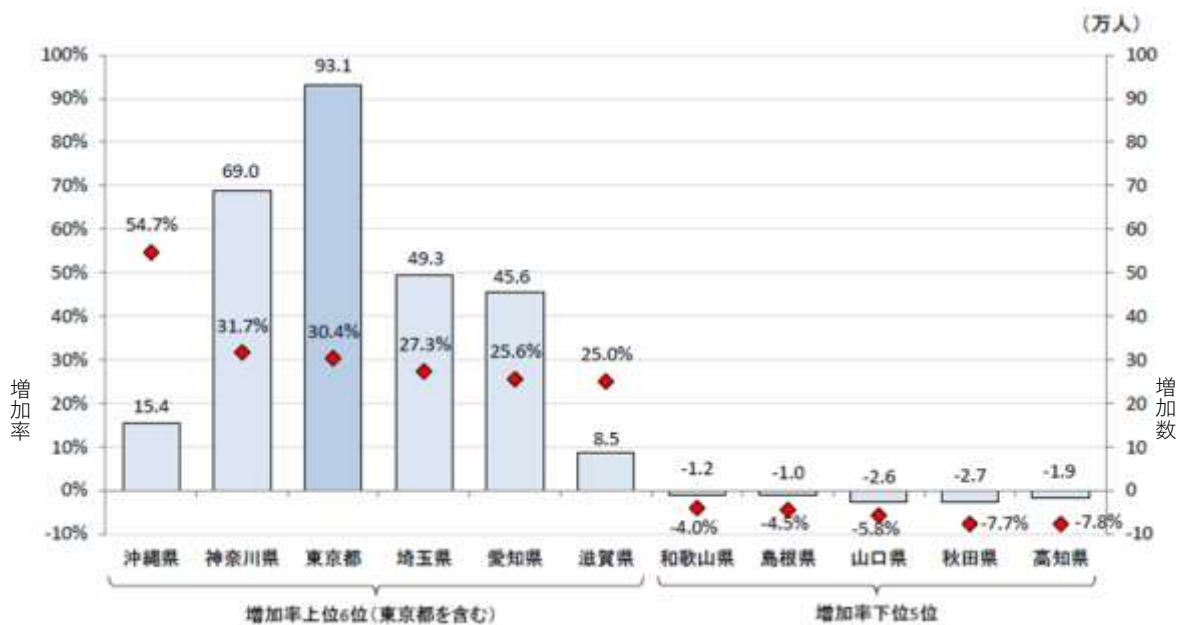
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）〔2015年、2025年～2045年〕、総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」

備考：1. 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

2. 2025年以降は、平成27（2015）年の国勢調査を基にした推計。

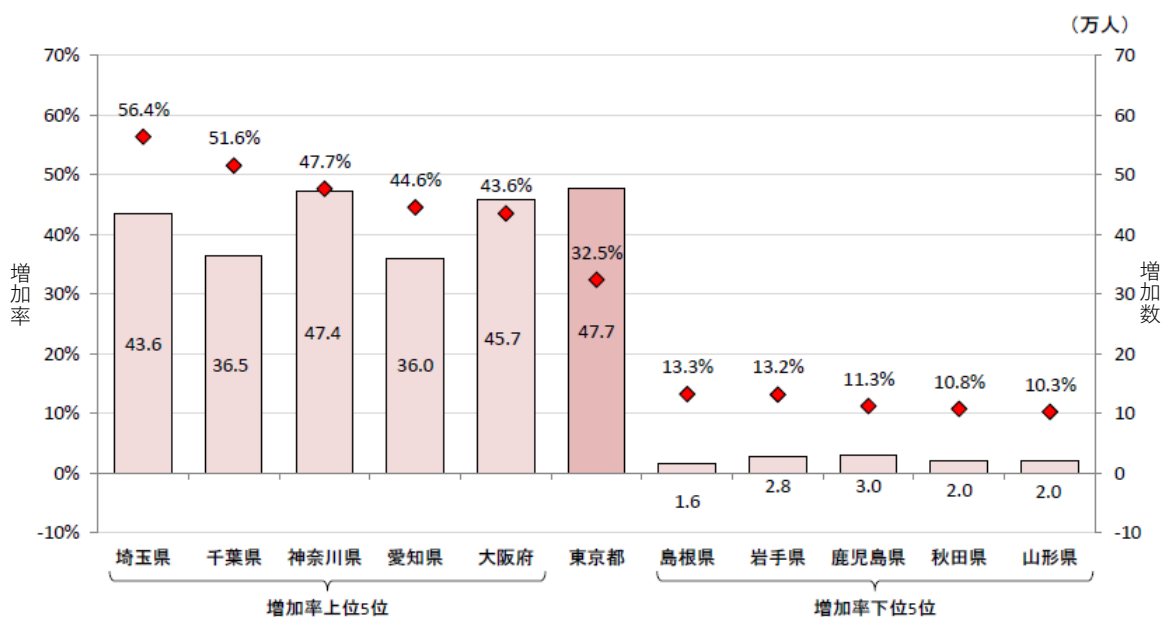
○ 2015年から2040年までの高齢者人口と後期高齢者人口について、増加率を都道府県ごとにみると、東京都は47都道府県中それぞれ3位と17位となっている。

○ 一方、増加数をみると、東京都はともに全国1位と予測されており、特に、要介護認定率が高い傾向にある後期高齢者は約48万人増加することが見込まれている。



高齢者人口（65歳以上）の増加率・増加数の推計値（2015（平成27）年→2040（令和22）年）

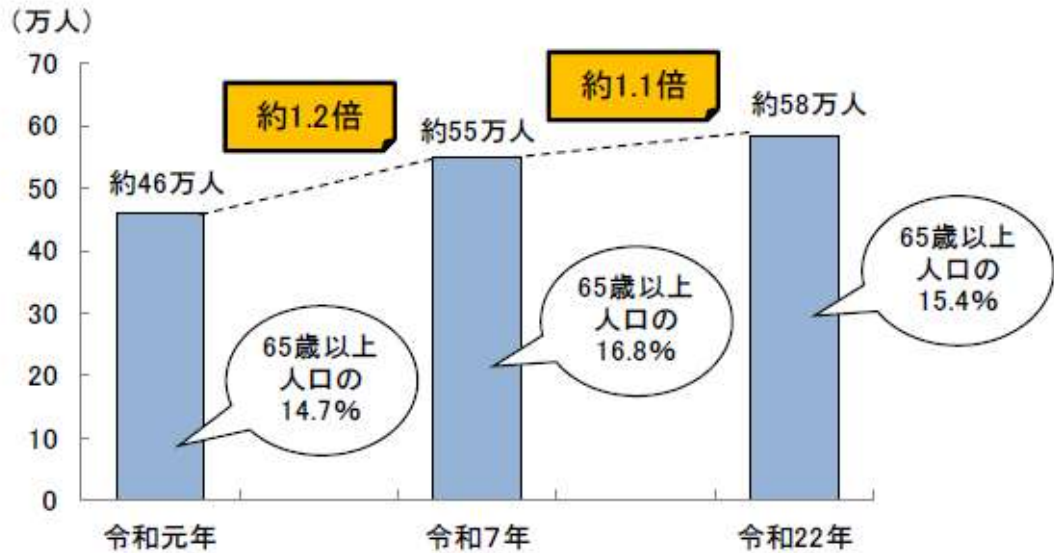
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）
 ※増加率は「◇」のプロット（単位：％）、増加数は棒グラフ（単位：万人）



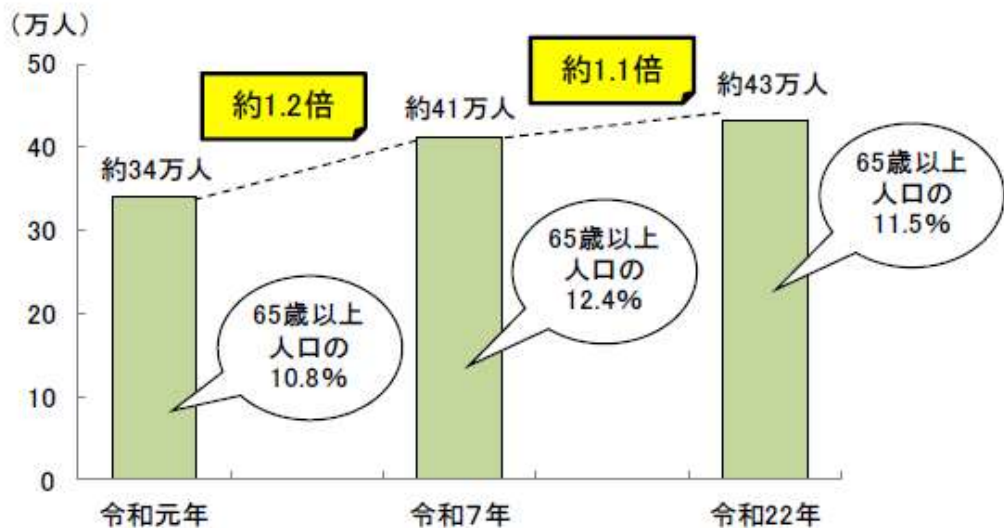
後期高齢者人口（75歳以上）の増加率・増加数の推計値（2015（平成27）年→2040（令和22）年）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）
 ※増加率は「◇」のプロット（単位：％）、増加数は棒グラフ（単位：万人）

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、2025（令和7）年には約55万人、見守り又は支援が必要な認知症高齢者は約41万人に達し、2040（令和22）年では認知症高齢者は約58万人、見守り又は支援が必要な認知症高齢者は約43万人となることが見込まれている。



認知症高齢者の推計 [東京都]

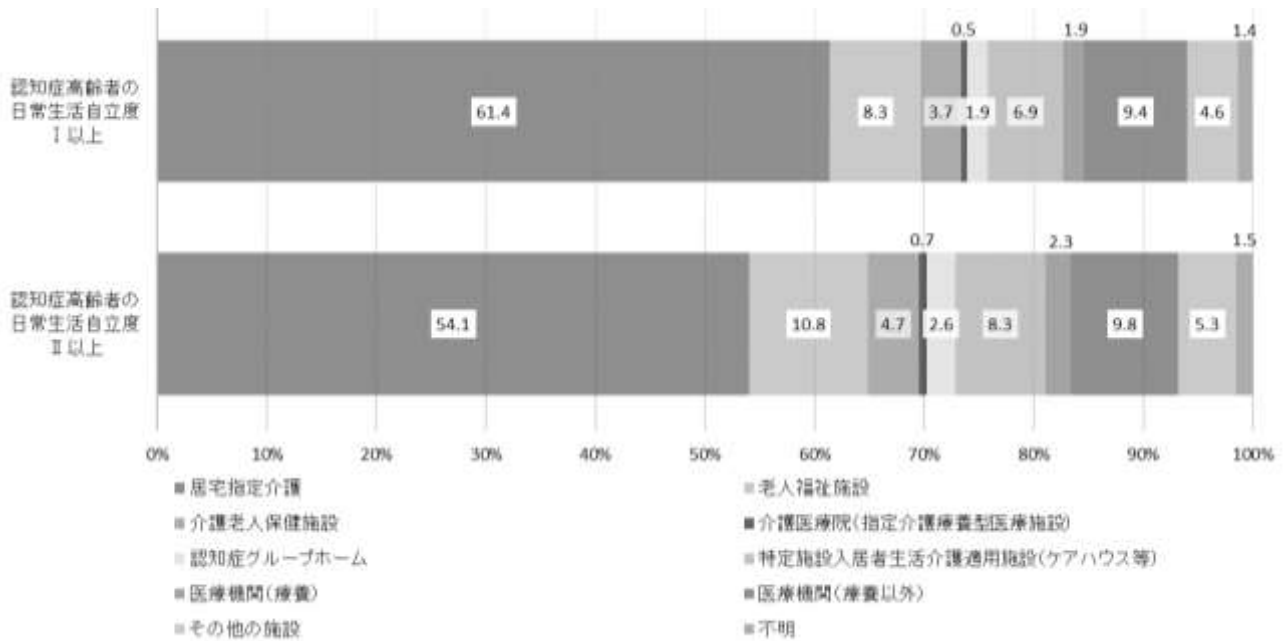


見守り又は支援が必要な認知症高齢者の推移 [東京都] 認知症高齢者の推計 [東京都]

出典：東京都福祉保健局「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査」（令和2年3月）

備考：2025（令和7）年、2040（令和22）年の人口（2019（平成31）年3月時点推計）に、性・年齢別（5歳刻み）の認知症出現率をかけて推計

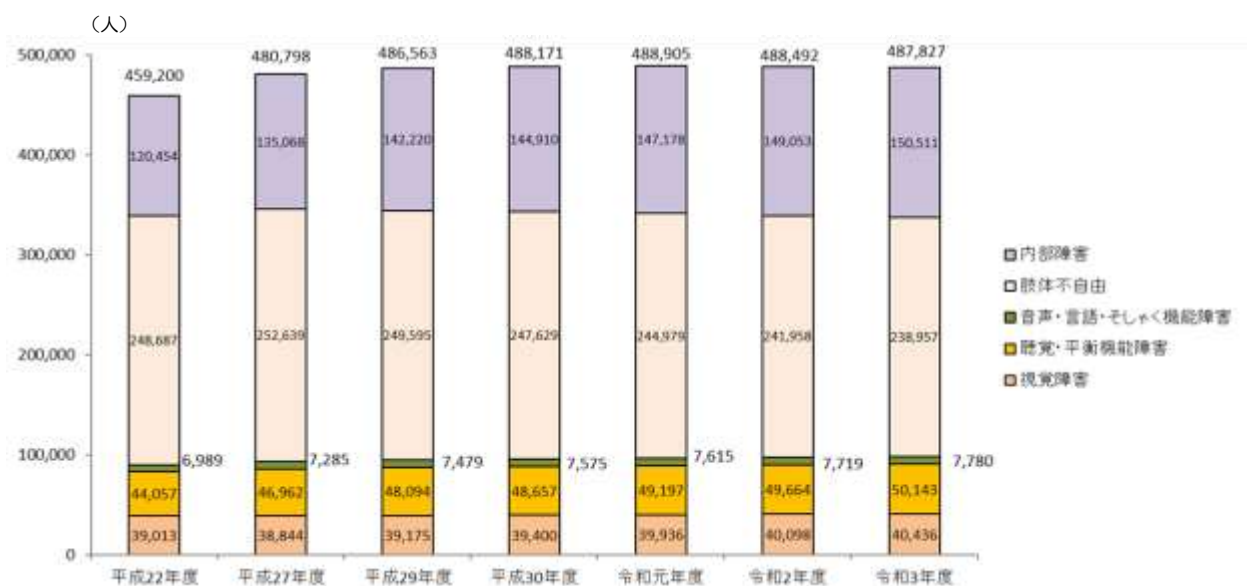
○ 何らかの認知症の症状を有する高齢者の 61.4%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者の 54.1%は、居宅で生活している。



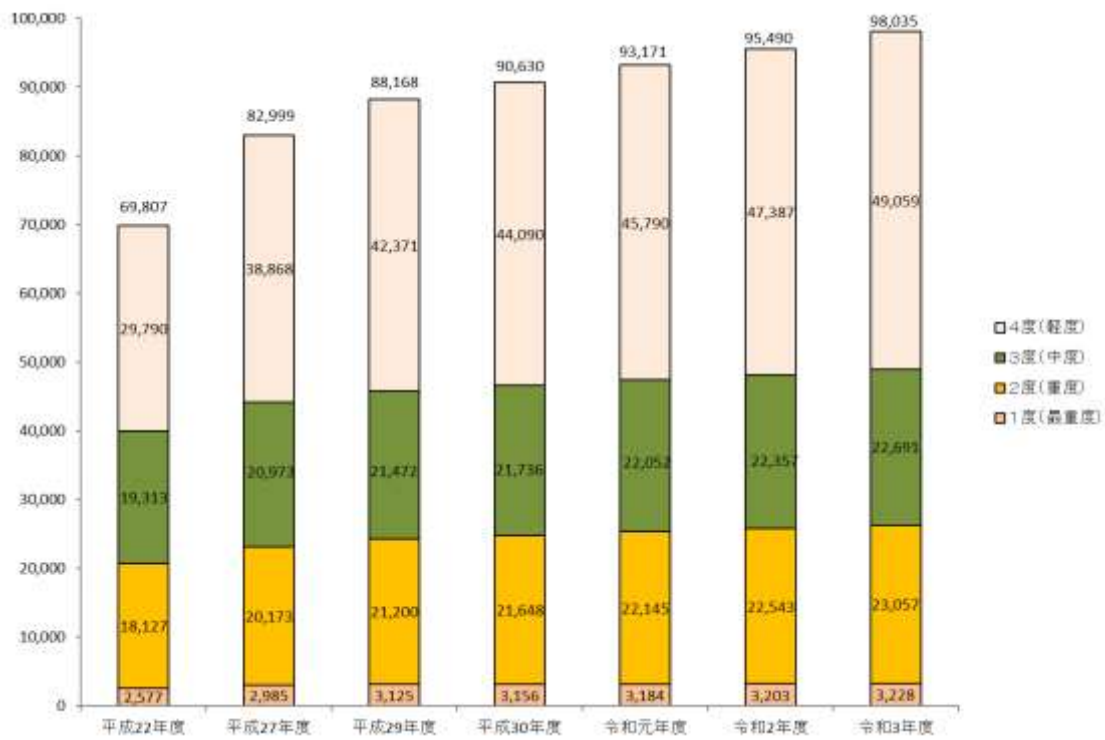
認知症高齢者の居住場所 [東京都]

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成28年度認知症高齢者数の分布調査」

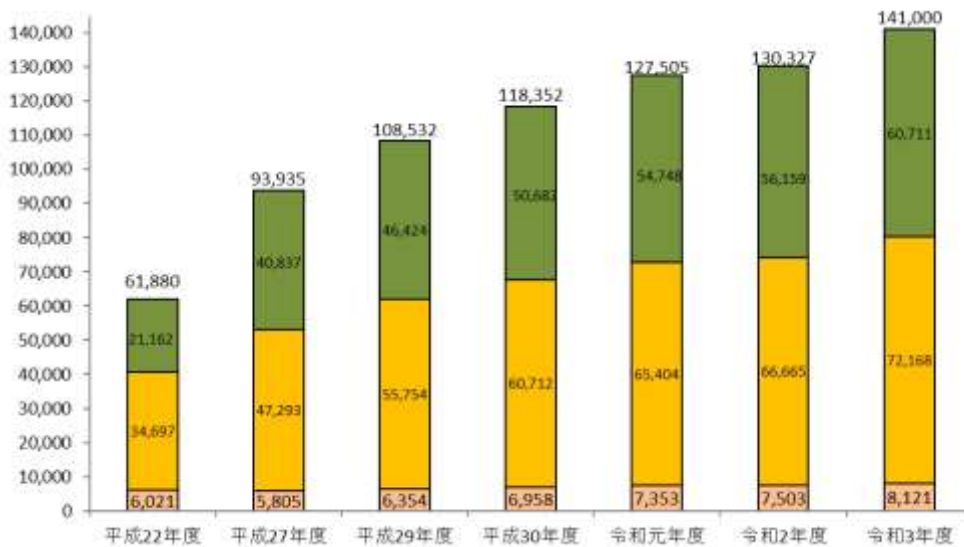
○ 2021（令和3）年度末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約48万8千人で前年度末に比べ0.1%の減、知的障害者（児）を対象とする愛の手帳の交付を受けている人が約9万8千人で2.6%の増、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約14万1千人で7.6%の増となっている。



身体障害者手帳交付者数推移（障害別）



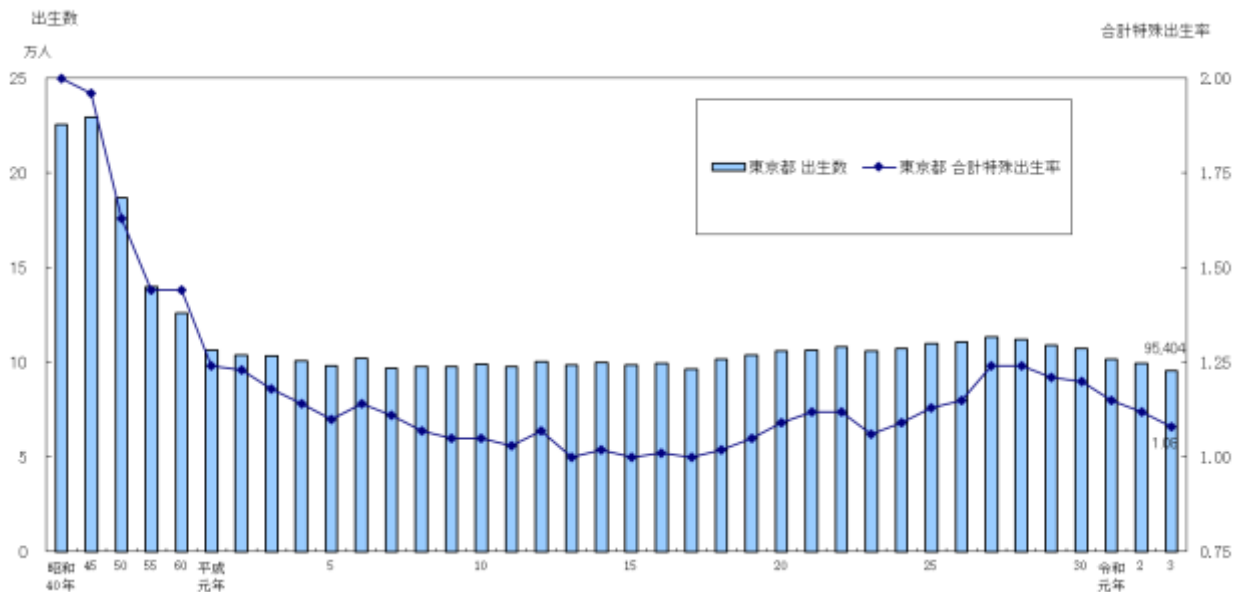
愛の手帳交付者数推移（障害程度別）



精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（等級別）

出典：東京都福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」

- 2021（令和3）年の都における出生数は約9万5千人で、前年からやや減少している。また、同年の女性が生涯に産む平均の子ども数である合計特殊出生率は1.08となっている。



出生数と合計特殊出生率の推移 [東京都]

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 東京を訪れた外国人旅行者数は、2019（令和元）年は約1,518万人だったが、2020（令和2）年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて約252万人に減少した。また、東京を訪れた国内旅行者数は、2020（令和2）年は約3億4千万人である。



訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移

出典：東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」

2 国の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、「障害者の権利に関する条約」(※2) (以下「障害者権利条約」という。) 等に関連した国の動向や国際情勢とも密接に関係している。

以下、近年の国等の動向を確認する。

1 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備

- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約を批准した。

従来の障害のとらえ方は、障害は個人の心身機能が原因であるとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」(※3)の考え方が示されている。

- 障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。まず、平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」(※4)の理念が盛り込まれた。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。

- 令和4年5月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行された。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」等の理念が盛り込まれた。

- 令和4年9月には、障害者権利条約に関し、国連による初めての審査が行われ、総括所見・改善勧告が公表された。福祉のまちづくりの視点では、施設及びサービスの利用の容易さを「アクセシビリティ」として確保するべきとした上で、情報のアクセシビリティ(※5)、学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗のアクセシビリティ、建築家や技術者教育の必要性、さらには、災害時の情報保障や仮設住宅のユニバーサルデザイン(※6)化、インクルーシブ教育(※7)の推進等、数多くの改善勧告が出された。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

- 令和2年5月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）の一部を改正する法律」が公布された。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務が盛り込まれた。

- 令和4年3月には、建築物移動等円滑化誘導基準（※8）が改正された。「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加するとともに、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準が設定された。また、地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能となった。

3 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況

- 福祉のまちづくり推進計画では、5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。
- 以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認・検証するとともに、取組の評価を行う。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(施策の概要)

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っている。

ア 交通機関におけるバリアフリー化の推進

- ・ 都内鉄道駅（JR・私鉄・東京メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
都内の鉄道駅では、「鉄道駅エレベーター等整備事業」等により、エレベーター等による1ルート（※9）の確保、車椅子利用者対応トイレ（※10）、視覚障害者誘導用ブロック（※11）等の整備が進み、ほぼ全駅で完了
ホームドアについて、都内の鉄道駅全体では51.6%、都営地下鉄では、都営浅草線の一部の駅を除く89.5%の駅で整備が完了

<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況>

（累計）

	令和4年度末の状況		
	全駅数	整備済 駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	758	743	98.0%
「車椅子利用者対応トイレ」の整備状況 (路面電車の駅を除く)	718	698	97.2%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	758	757	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	758	391	51.6%

- ・ 利用者本位のターミナルの実現に向けた案内サイン等の改善
初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を超えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を推進

<実施駅>

新宿駅、渋谷駅、池袋駅、東京駅、品川駅、浜松町駅、日暮里駅、立川駅、八王子駅

・都内のノンステップバス車両の普及状況

都内を走行する路線バス車両では、「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」により、ノンステップ化が96.3%完了

都営バスは、平成24年度に全車両ノンステップ化を完了

<都内のノンステップバス車両の普及状況>

(累計)

	令和4年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率(%)
民営バス	4,308 両	4,091 両	95.0%
都営バス	1,467 両	1,467 両	100.0%
合計	5,802 両	5,585 両	96.3%

・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援状況

環境性能が高く、車椅子のまま乗降できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援を、これまで都内のタクシー約4万台のうち16,003台(約4割)へ実施

<補助実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
UDタクシー	3,276 台	5,688 台	3,800 台	1,043 台	2,116 台

【取組の評価】

- 都内の鉄道駅での1ルート確保は、ほぼ全駅で達成された。更に、複数の出入口や乗換経路におけるバリアフリールートの確保について、都が令和元年9月に取りまとめた「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」(以下「優先整備の考え方」という。)に基づき整備が進められており、今後も引き続き促進していく必要がある。
- ホームドアについては、都は「優先整備の考え方」において、利用者が10万人以上/日のターミナル駅に加えて、10万人未満/日の駅についても優先的に取り組むべき駅の考え方を示し、整備が進められてきている。引き続き、「優先整備の考え方」に基づき、整備を促進していく必要がある。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化やユニバーサルデザインタクシーの導入が進んでおり、今後も引き続き促進していく必要がある。

イ 道路におけるバリアフリー化

・都道のバリアフリー化の進捗状況

平成28年3月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定し、令和3年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長180kmのうち、累計147kmを整備、整備率は81%

<整備実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道	30km	39km	16km	7km	5km

- 歩行者感应式・視覚障害者用の信号機（※12）、エスコートゾーン（※13）の整備状況
（整備箇所数・年度末時点・累計）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歩行者感应式 信号機	669か所	672か所	673か所	677か所	665か所
視覚障害者用 信号機	2,467か所	2,757か所	2,863か所	2,932か所	2,982か所
エスコートゾ ーン	653か所	693か所	716か所	746か所	777か所

【取組の評価】

- 歩道の段差解消・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者感应式・視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの設置等について、計画的に推進することにより、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性を向上させており、今後も継続していく必要がある。

ウ 面的なバリアフリー整備

- 東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2地区	2地区	2地区	2地区	1地区

- 東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4地区	4地区	1地区	2地区	2地区

- バリアフリー基本構想・マスタープランの策定状況

令和4年度末時点で、都内21区10市で移動円滑化基本構想（※14）（以下、「バリアフリー基本構想」という。）を策定、4区3市で移動等円滑化促進方針（※15）（以下、「マスタープラン」という。）を策定し、地域住民とも連携しながら面的なバリアフリー整備を実施

<バリアフリー基本構想策定に係る補助実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実績	2区	0区	1区1市	2区2市	3区

<マスタープラン策定に係る補助実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実績	—	—	1区	3区1市	4区

【取組の評価】

- 区市町村では、事業の進捗に伴って重点整備地区(※16)や移動等円滑化促進地区(※17)は増加するとともに、地区内においては、面的なバリアフリー整備に取り組んでおり、今後も更に促進を図っていく必要がある。あわせて、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいる。

(2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

(施策の概要)

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

ア 建築物等におけるバリアフリー化

- ・福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数> (実績)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
届出件数	1,216件	1,234件	990件	916件	990件

- ・バリアフリー法の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数>

(実績)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規認定件数	13件	18件	15件	15件	8件

*令和4年度の認定実績数は都の認定件数のみを記載(今後、区市の認定件数等を調査予定)。

- ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業の実施状況

<補助実績>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民参加	7件	9件	5件	4件	2件
トイレの洋式化	368基	998基	1,314基	514基	490基

*令和3年度をもって事業終了

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

<補助実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実績	14件	41件	74件	30件	21件

*令和4年度は交付申請ベース、令和3年度までは額確定ベース（いずれも令和5年8月末時点）

・赤ちゃん・ふらっと事業

令和4年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,592か所

<整備実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実績	53か所	37か所	16か所	59か所	26か所

【取組の評価】

- バリアフリー法や建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、着実に建築物のバリアフリー化が進んでいる。区市町村の施設において、高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえた整備が進んでおり、今後も当事者参加の施設整備を促進していく必要がある。

イ 公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

<福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規開園面積	6.2ha	4.1ha	3.9ha	7.5ha	10.2ha

【取組の評価】

- 全ての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園の整備が着実に進んでおり、今後も計画的に進めていく必要がある。

ウ 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

<建替実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建替実績	2,494戸	3,289戸	2,006戸	2,530戸	2,988戸

<既設都営住宅の住宅設備改善等実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者向け改善(*)	3,595戸	3,389戸	2,858戸	3,070戸	3,899戸
障害者向け改善(*)	282戸	266戸	206戸	230戸	271戸
エレベーター設置	34基	31基	31基	31基	23基

*高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

*障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

・区市町村公営住宅のバリアフリー化の進捗状況

<補助実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実績	433戸	62戸	86戸	20戸	218戸

*戸数：整備（竣工）における都の補助件数

・民間住宅のバリアフリー化の進捗状況

<サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績>

(累計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
供給実績	20,751戸	21,764戸	22,819戸	23,858戸	24,224戸

【取組の評価】

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進している。このほか、高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。

(3) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

・点字による即時情報ネットワーク事業

(令和4年度の実績)

点字版 実施回数 241回 延配布者数 24,100人

*即時情報：新聞等による最新情報

・点字録音刊行物作成配布事業

(令和4年度の実績)

都刊行物：年間12種類 1種類につき、点字：723部 録音物：1,130部

・手話のできる都民育成事業

手話通訳者養成事業や、リーフレットやイベント、動画による手話の普及啓発を実施。

<手話通訳者養成事業修了者数>

(累計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数	9,304名	9,714名	9,714名	9,906名	10,059名

・東京ひとり歩きサイン計画

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した観光案内標識を維持更新するとともに、平成26年度改訂の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。

<整備実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備実績	71基	133基	106基	—基	—基

*令和2年度末時点で554基を整備(新規設置は令和2年度で終了)

【取組の評価】

- 障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組について様々な手段により情報バリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。

(4) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

・普及啓発の充実

- ①「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成(平成27年度)
 - ②心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウムの開催(平成28・29年度)
 - ③心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施(平成28年度～)*
- *新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し令和2年度は実施を見送った。

- ④「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）
- ⑤ 1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画（※18）の普及啓発活動（平成 28 年度～）
- ⑥「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

・東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の実施（平成 30 年度～）＊
＊新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し令和 2 年度は実施を見送った。

・ヘルプマーク（※19）の推進

<配布個数>

（累計）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
配布個数	約 300,000 個	約 370,000 個	約 415,000 個	約 465,000 個	精査中

・身体障害者補助犬給付事業

<給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）>

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
給付実績	8 頭	5 頭	11 頭	11 頭	9 頭

・駅前放置自転車対策の進捗状況

<放置自転車等＊の台数の推移>（＊原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
台数	27,332 台	25,008 台	21,035 台	19,430 台	17,559 台

・福祉教育の充実

小中学校 1,896 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施

＊全校において実施

【取組の評価】

- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。

（5） 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

（施策の概要）

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者（※20）の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。
また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組等、安全対策を推進していく。

- 帰宅困難者対策における要配慮者への支援

(令和4年度末時点の実績)

一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣 20回

アドバイザーによるオンラインセミナー 24回

新たな普及啓発動画の再生回数 (YouTube) 約93万回

- ヘルプカード (※21) 作成促進事業

(令和4年度末時点の実績)

作成、配布: 53 区市町村 (累計)

- 社会福祉施設等の耐震化の促進

自力での避難が難しい方の利用が多い施設であり、一部は、福祉避難所として地震発生時に被災者の受入れ機能を果たすことから、民間社会福祉施設等への補助を実施

(令和元年度末時点の実績)

社会福祉施設等の耐震化率 93.1% (全 21,033 棟のうち、耐震化済 19,583 棟)

【取組の評価】

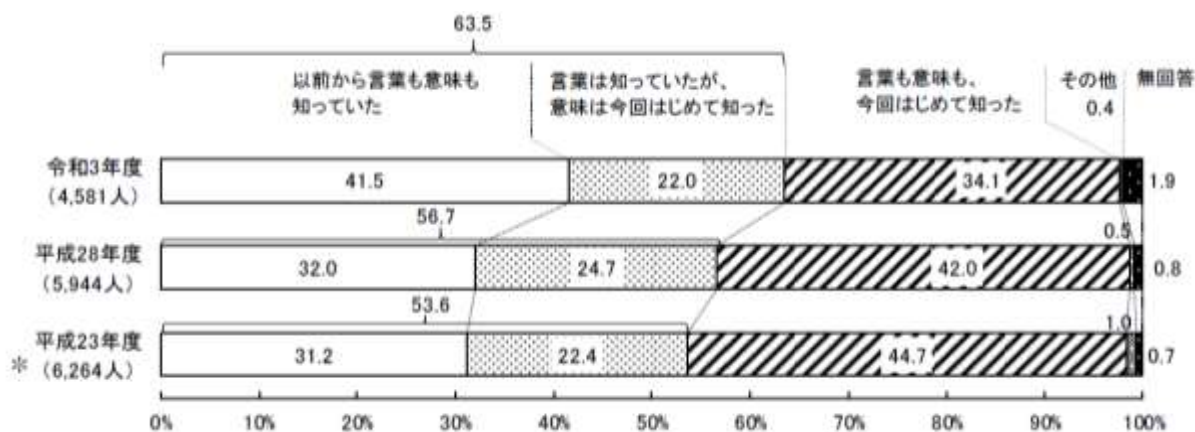
- 災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

4 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、毎年「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、令和3年度は「都民の生活実態と意識」について調査を行った。

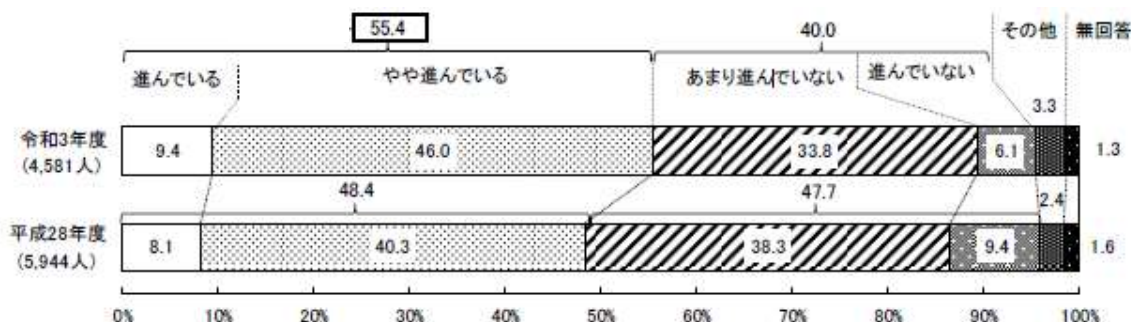
調査の結果は次のとおりである。前回調査を行った平成28年度から福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要がある。
 ＊第1章4において、特に記載がないものの出典は全て、東京都福祉保健局「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）令和3年度東京都福祉保健基礎調査」（令和4年11月）である。

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」を合わせた割合は63.5%で、28年度調査と比べて6.8ポイント増加している。



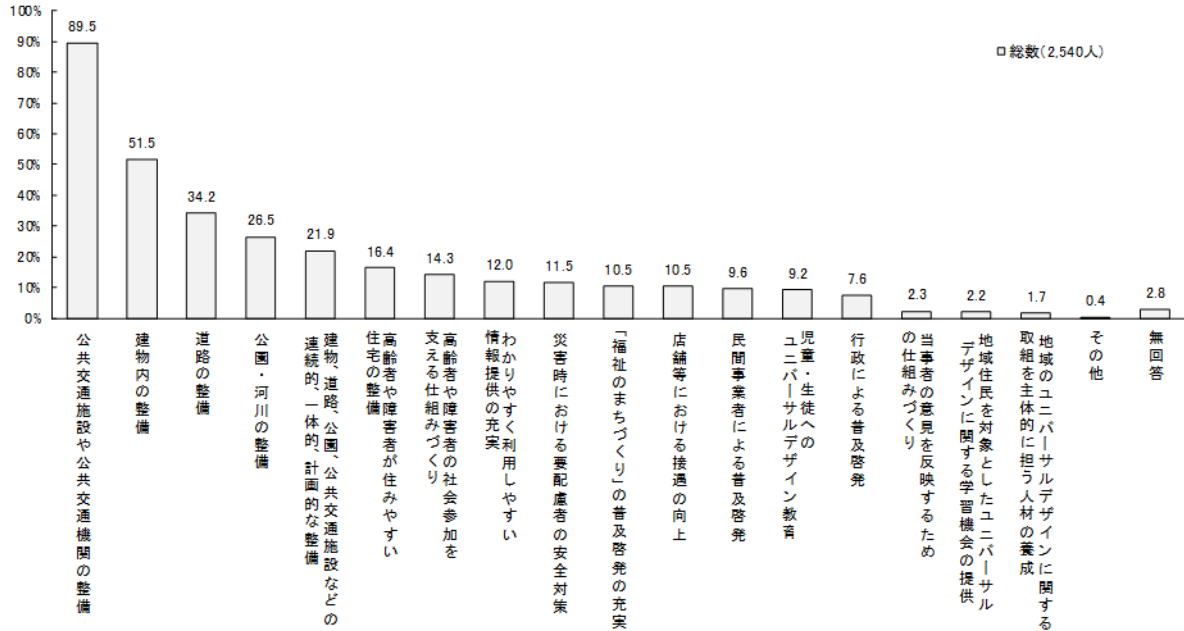
ユニバーサルデザインの認知度－過去調査との比較

- 現在の東京のまちにおける施設や整備のバリアフリー化の状況について聞いたところ、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は55.4%で、28年度調査と比べて7.0ポイント増加している。



東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況

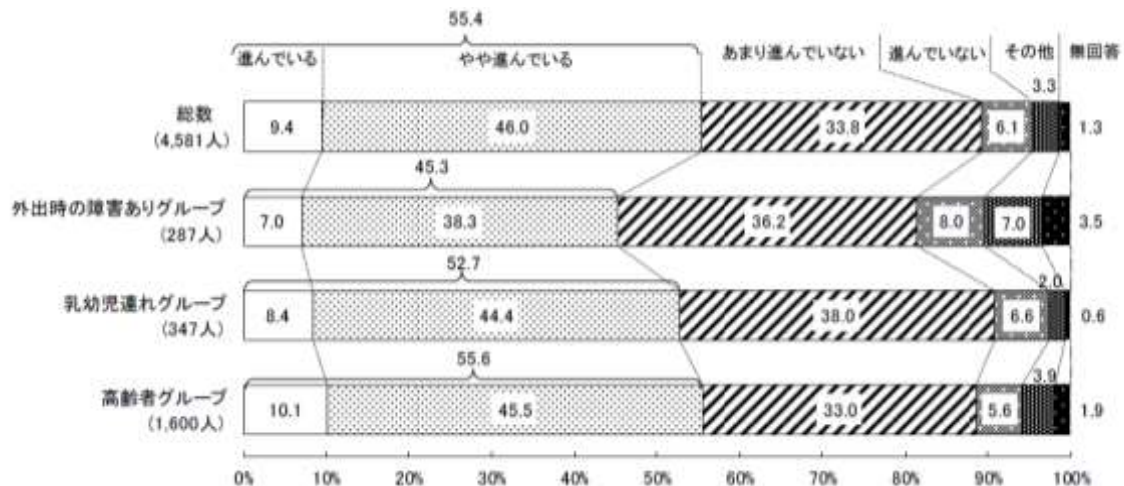
○ バリアフリー化が「進んでいる」又は「やや進んでいる」と回答した人に、バリアフリー化が進んだ点を聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」の割合が最も高く、次いで「建物内の整備（出入口等の幅の確保、スロープの設置）」となっている。



バリアフリー化が進んだ点（複数回答）

(注) バリアフリー化が進んだ点について平成 28 年度調査では、質問を設けていなかった。

○ 外出時のグループ別にみると、外出時の障害ありのグループでは、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は 45.3%で、総数と比べて 10.1 ポイント低くなっている。



外出時のグループ（3区分）

外出時の障害ありグループ

→「何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である」と答えた者（287人）

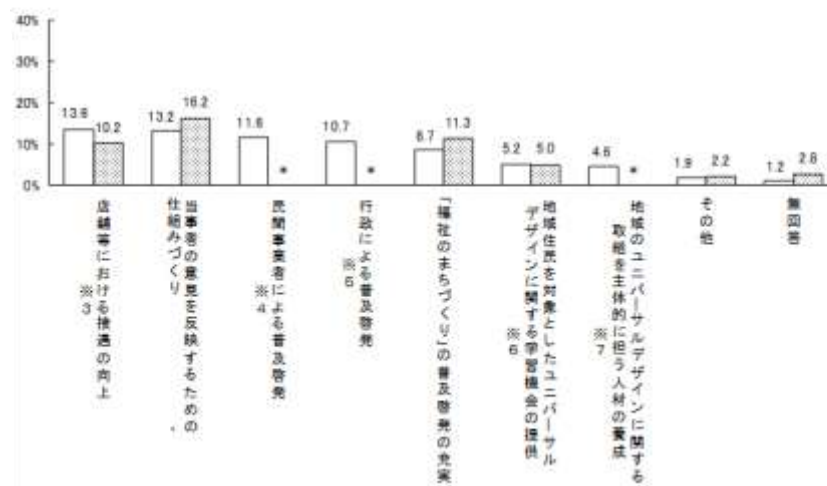
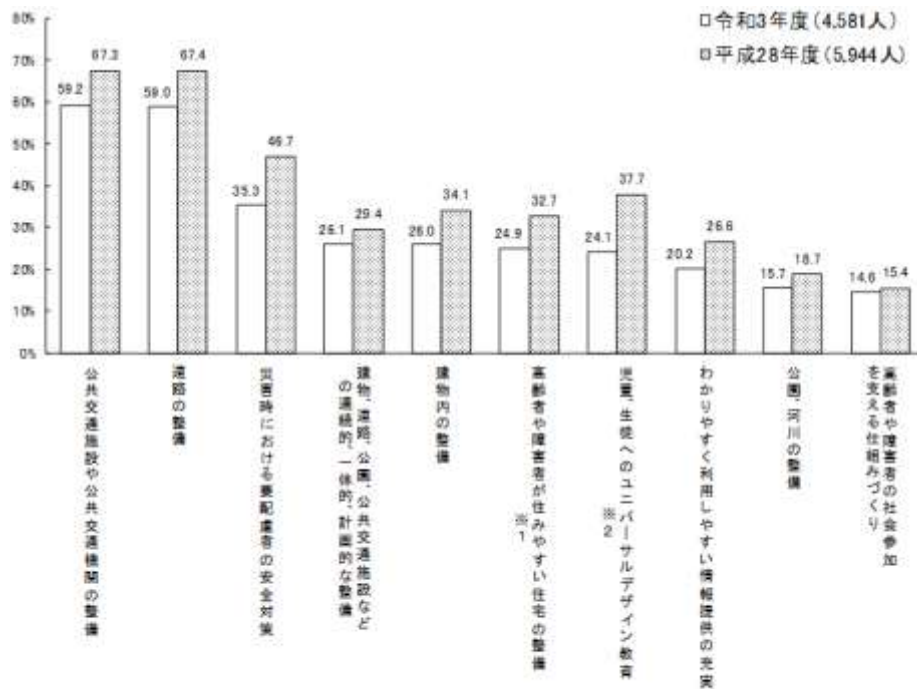
乳幼児連れグループ

→「乳幼児を連れて外出することがある」と答えた者（347人）

高齢者グループ

→年齢が 65 歳以上の者（1,600人）

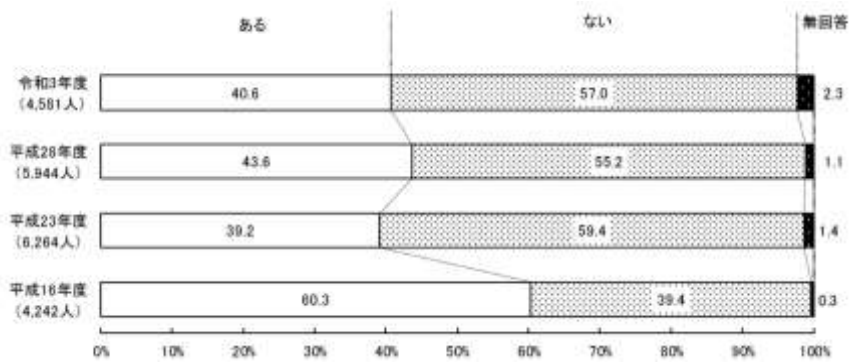
- 今後、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを進めていくにあたり、特に重点的に取り組む必要があるものを聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」、「道路の整備」の割合が、それぞれ約6割となっている。



福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの（複数回答）

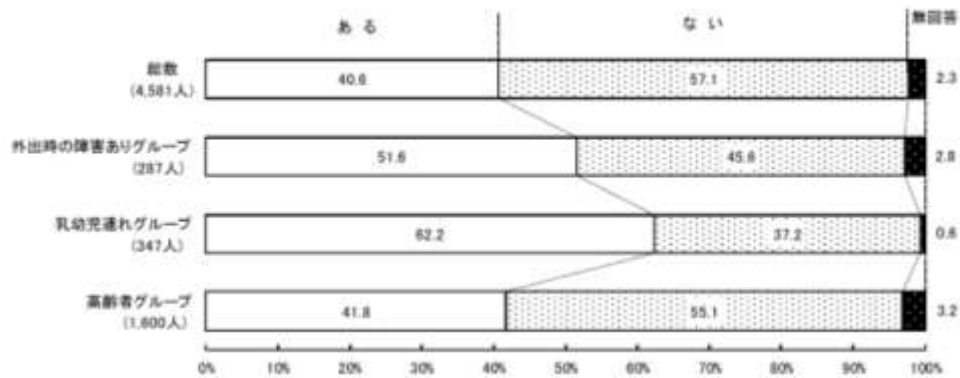
- (注1) ※1は、平成28年度調査では「高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備」としていた。
- (注2) ※2は、平成28年度調査では「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」としていた。
- (注3) ※3は、平成28年度調査では「民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施」としていた。
- (注4) ※4、5、7は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。
- (注5) ※6は、平成28年度調査では「地域住民を対象にしたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進」としていた。

- 日常よくでかけるところ（職場、学校、買い物先等）に着くまでに、道路や駅、電車やバス等でバリアフリー化されていないために、不便（バリア）を感じることもあるところ、「ある」の割合は40.6%で、28年度調査と比べて3.0ポイント減少している。



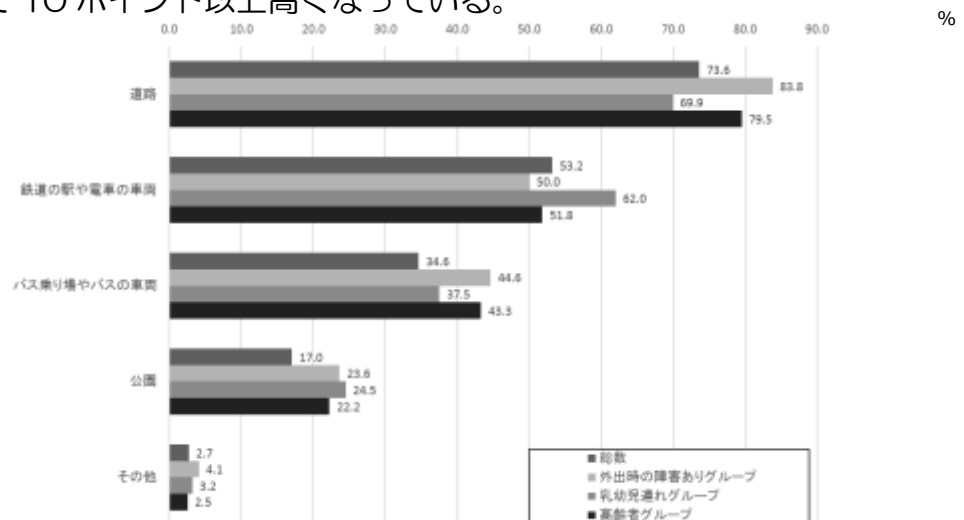
日常よく出かけるところにつくまでのバリアの有無—過去調査との比較

- 外出時グループ別にみると、バリアを感じるところが「ある」割合は、
 - ・ 外出時の障害ありグループでは51.6%で、総数と比べて11.0ポイント高くなっている。
 - ・ 乳幼児連れグループでは62.2%で、総数と比べて21.6ポイント高くなっている。



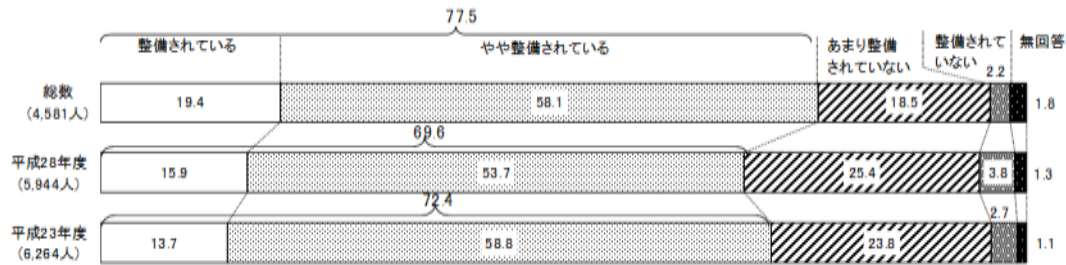
日常よく出かけるところにつくまでのバリアの有無—外出時グループ別

- バリアを感じるところがある人のうち、バリアを感じる箇所は、「道路」は7割超、「鉄道の駅や電車の車両」は5割超
- 外出時グループ別にみると、
 - ・ 乳幼児連れグループでは、「鉄道の駅や電車の車両」の割合が、総数に比べて8.8ポイント高くなっている。
 - ・ 外出時障害ありグループでは、「道路」「バス乗り場やバスの車両」の割合が、総数に比べて10ポイント以上高くなっている。



日常よく出かけるところにつくまでのバリアの箇所（複数回答）—外出時グループ別

- 外出したいときに、行きたい建物や施設への案内標示や駅等の乗り換えの誘導標示等、まちの中の標示や説明がわかりやすく整備されているかを聞いたところ、「整備されている」と「やや整備されている」を合わせた割合は77.5%で、平成28年度調査と比べて7.9ポイント増加している。



まちの中の案内標示などの整備状況に関する意識—過去調査との比較

- まちの中の案内標示等を整備する上で、特に力を入れてもらいたいものを年齢階級別にみると、20代では、「スマートフォンのアプリなどを活用した詳細情報を提供する」の割合が43.1%で最も高いが、年齢階級が上がるにつれて割合が低くなっている。

	総数	総で標示する	大きい文字で標示する	カラーユニバーサルデザインに配慮する	必要な情報が伝わりやすいように整理する	複数の言語で表記する	スマートフォンアプリなどを活用した詳細情報を提供する	わかりやすい場所に設置する	数を増やす	内容を頻繁に更新するなど、常に新しい情報を標示する	その他	無回答	
総数	100.0 (4,581)	35.3	53.5	27.4	36.1	16.0	27.8	59.1	27.7	27.5	2.7	2.0	
性別	男	100.0 (2,163)	35.2	48.9	26.3	33.3	15.4	31.4	57.0	29.4	25.8	3.0	1.8
	女	100.0 (2,412)	35.4	57.8	28.4	38.6	16.5	24.6	61.2	26.3	29.1	2.4	2.2
年齢階級別	20～29歳	100.0 (411)	37.5	37.0	25.8	30.4	17.0	<u>43.1</u>	41.6	28.5	27.3	1.2	1.5
	30～39歳	100.0 (519)	40.7	41.2	31.2	34.1	17.7	40.8	54.3	22.5	28.7	3.3	1.2
	40～49歳	100.0 (776)	34.8	43.4	29.3	37.0	15.9	35.3	53.5	23.5	27.3	4.4	1.3
	50～59歳	100.0 (914)	33.3	55.1	33.5	37.7	17.0	30.9	59.7	24.9	28.0	2.0	1.2
	60～69歳	100.0 (726)	37.1	59.1	27.4	37.7	17.1	25.5	66.4	30.6	29.5	3.0	1.9
	70～79歳	100.0 (834)	32.6	66.3	22.2	37.2	14.5	13.4	68.1	33.9	26.9	1.8	2.8
	80歳以上	100.0 (401)	33.9	65.8	17.5	34.2	11.5	8.2	60.8	30.4	22.9	3.5	5.5
	(再掲)65歳以上	100.0 (1,600)	33.6	65.0	21.8	36.4	14.3	14.8	66.5	32.7	26.0	2.6	3.4

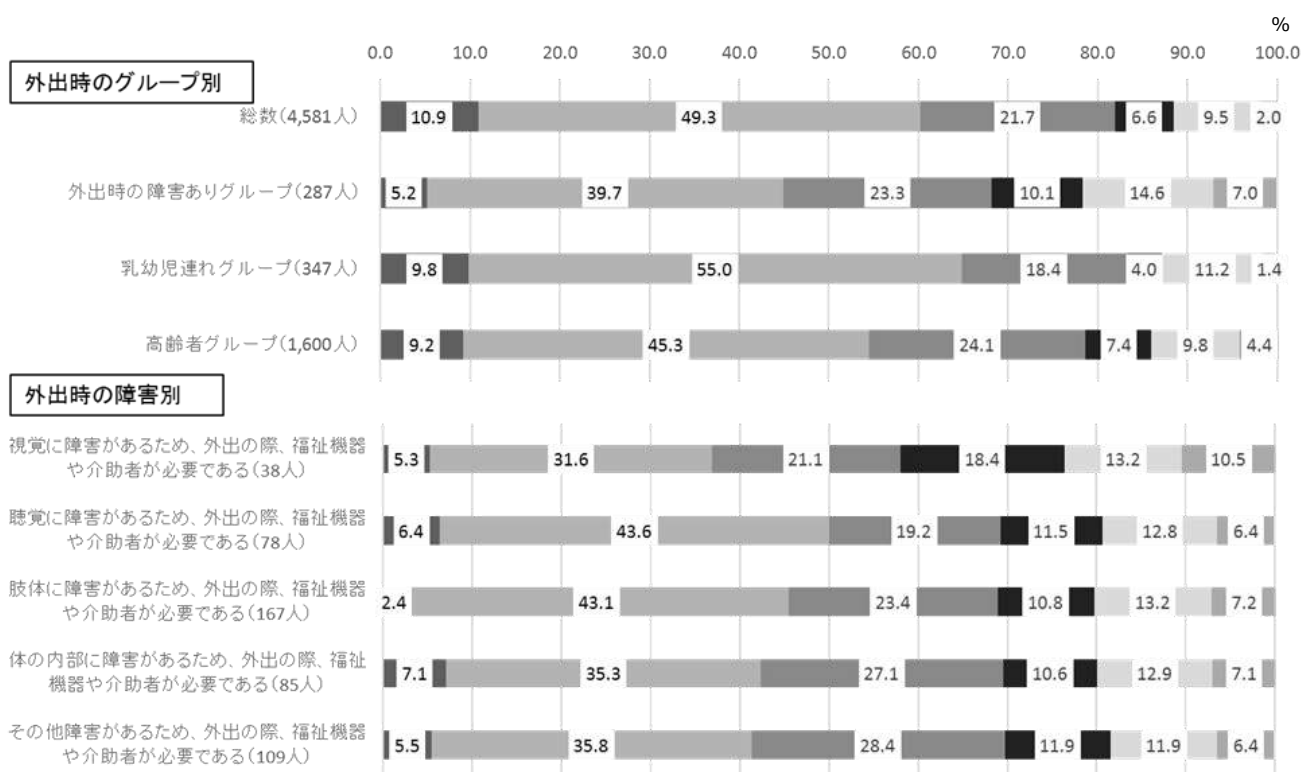
まちの中の案内標示などを整備する上で、特に力を入れてもらいたいもの（複数回答）

—性別、年齢階級別、地域別

○ 車椅子使用者等の駐車スペースの利用状況等についての印象をきいたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は60.2%となっている。

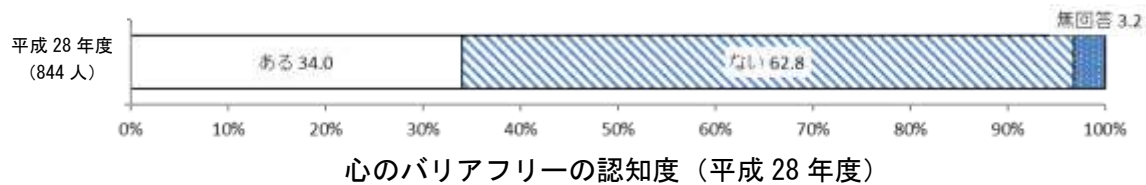
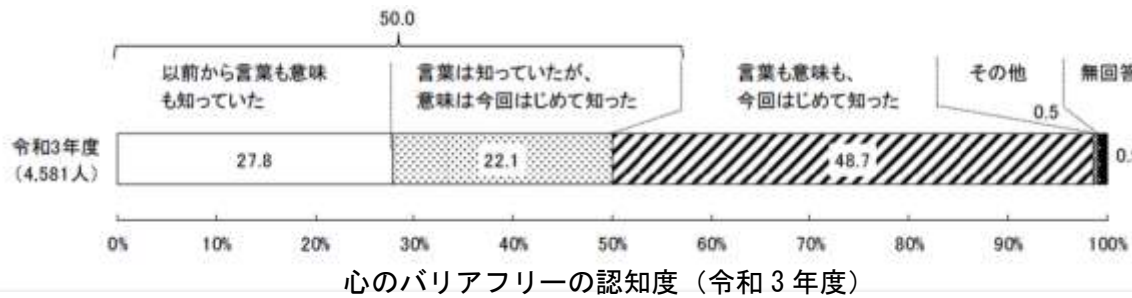
○ 外出時グループ別にみると、外出時に障害ありグループでは、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は44.9%、総数に比べて15.3ポイント低くなっている。

○ 外出時の障害別にみると、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は36.9%から50.0%であり、総数に比べて10ポイント前後低くなっている。



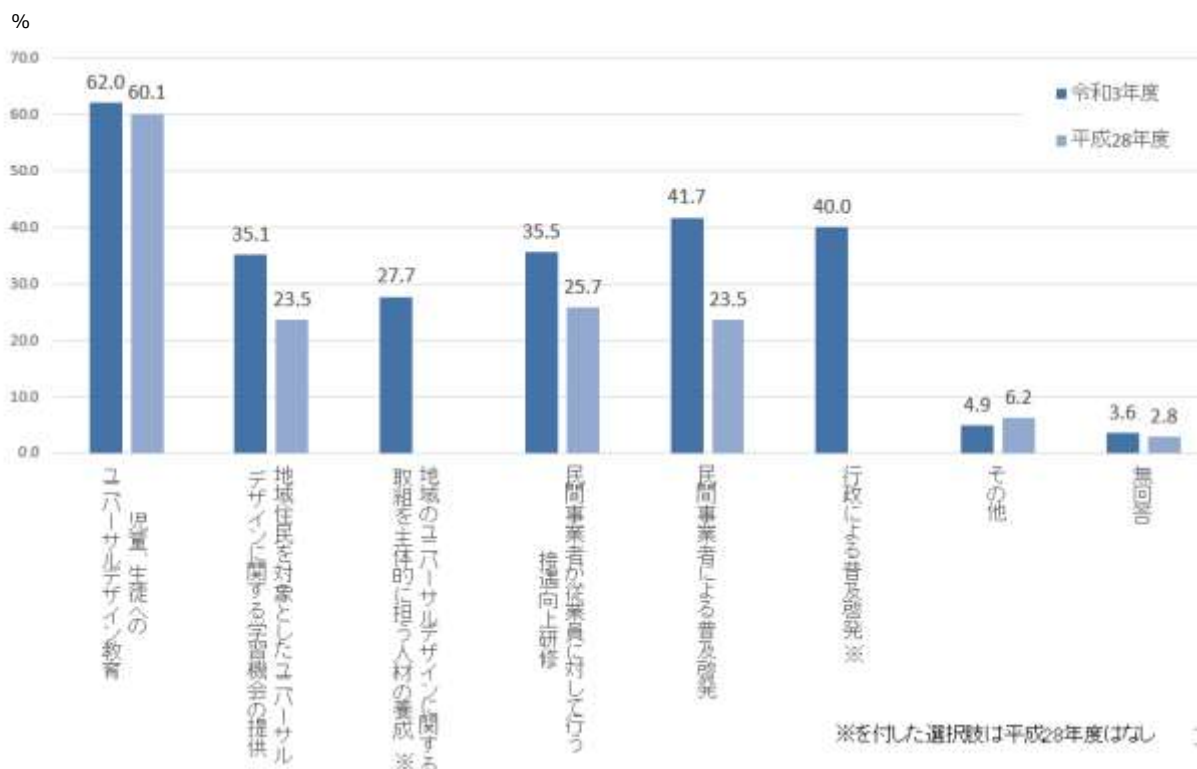
車椅子使用者等の駐車スペースの利用状況等の印象－外出時グループ、外出時の障害別

- 「心のバリアフリー」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」をあわせた割合は、50.0%となっている。
- 平成28年度に実施した「心のバリアフリーに関する意識調査」で、「心のバリアフリー」という言葉を「聞いたことがある」と回答した割合は、34.0%であり、その時よりも今回16.0ポイント増加した。



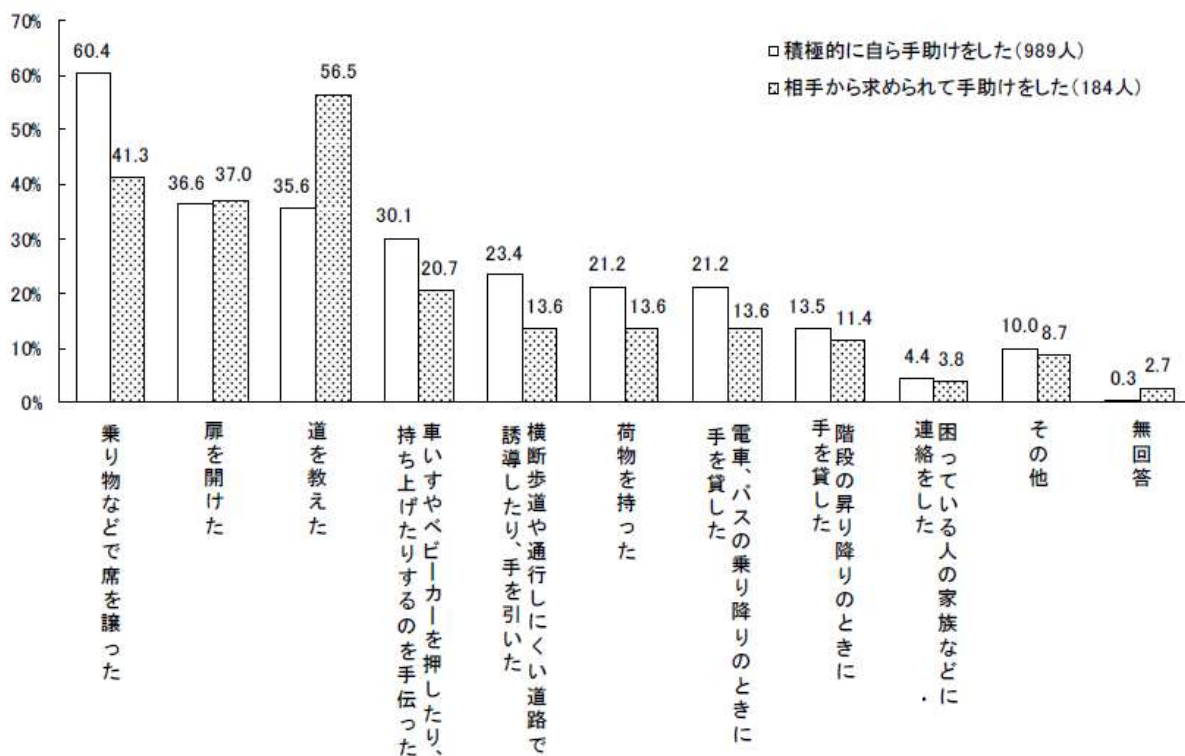
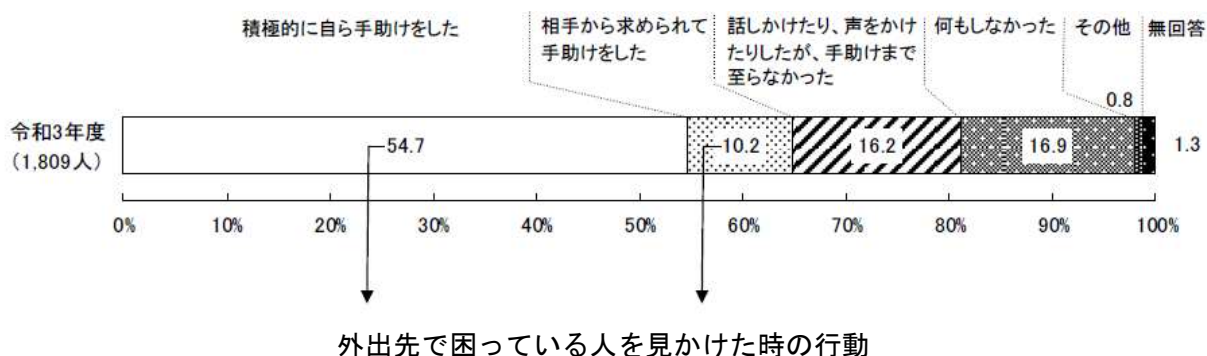
出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成29年3月）

- 「心のバリアフリー」の実現のため、効果的だと思う取組について聞いたところ、「児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育」が62.0%で最も高く、次いで「民間事業者による普及啓発」が41.7%となっている。
- 前回調査と比較すると、「民間事業者による普及啓発」が18.2ポイント増加している。



心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組み（複数回答）－平成28年度調査との比較

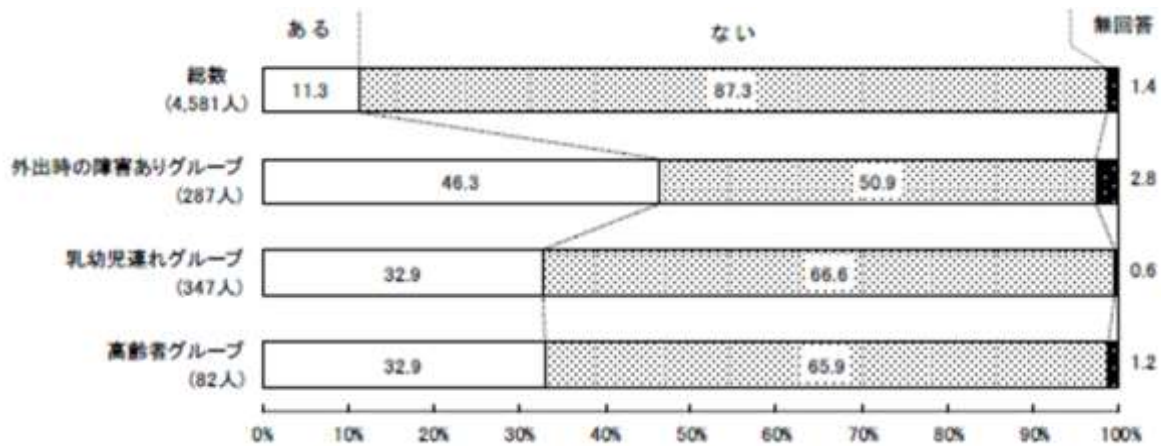
- 困っている人に手助けした内容を、積極的に自ら手助けをした人と相手から求められて手助けをした人に分けてみると、
 - ・ 「積極的に自ら手助けをした人」では、「乗り物などで席を譲った」が60.4%と最も高い。
 - ・ 「相手から求められて手助けをした人」では、「道を教えた」が56.5%と最も高い。



困っている人にした手助けの内容（複数回答）－外出先で困っている人を見かけた時の行動別

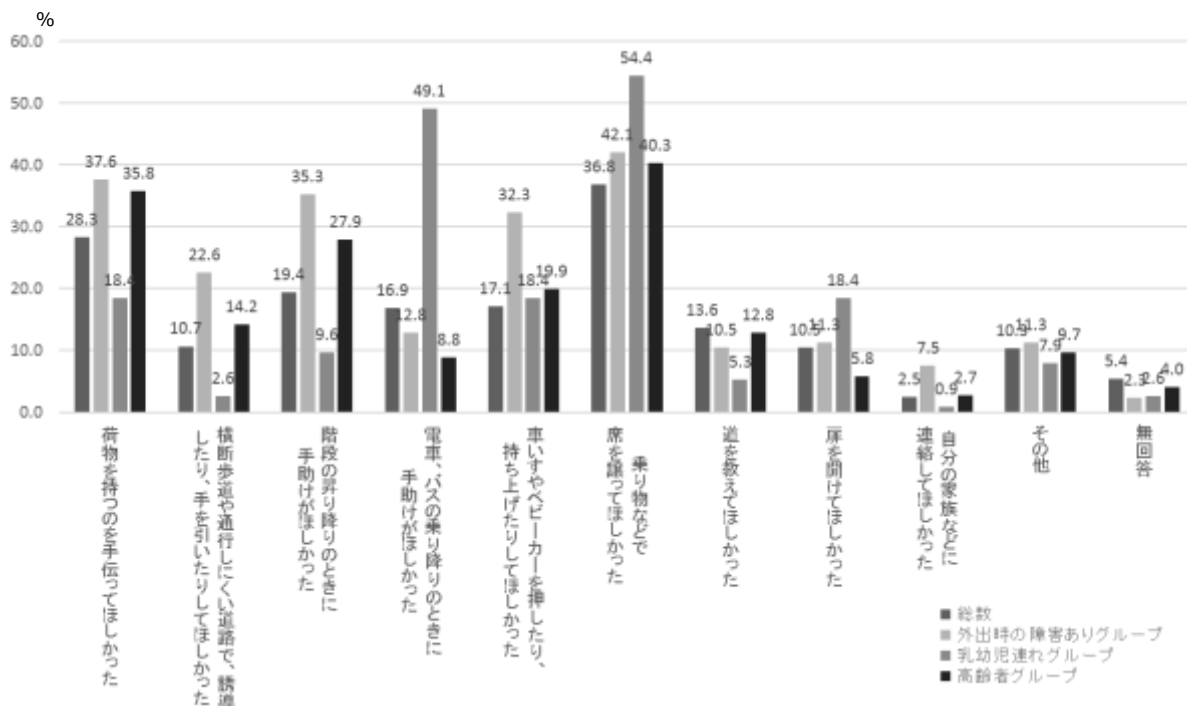
- 過去1年くらいの中に、外出の際、誰かの手助けを必要としたことがあるかを聞いたところ、「ある」人の割合は11.3%であった。
- 外出時グループ別にみると、
 - ・ 外出時に障害ありグループでは、「ある」の割合が46.3%で、総数に比べて35.0ポイント高くなっている。

○ また、誰かの手助けを必要と感じた経験の有無を外出時の障害別にみると、「ある」の割合は、視覚、肢体及びその他の障害がある人では、5割以上となっている。



外出時に誰かの手助けを必要と感じた経験の有無－外出時グループ別

- 必要とした手助けの内容を外出時グループ別にみると、
- ・ 外出時の障害ありグループでは、「乗り物で席を譲ってほしかった」が42.1%で最も高く、総数と比べて5.3ポイント高くなっている。
 - ・ 乳幼児連れグループでは、「乗り物で席を譲ってほしかった」が54.4%で最も高く、次いで、「電車、バスの乗り降りのときに手助けがほしかった」が49.1%となっている。
 - ・ 高齢者グループでは、「乗り物で席を譲ってほしかった」が40.3%で最も高く、次いで、「荷物を持つのを手伝ってほしかった」が35.8%となっている。



誰かの手助けを必要と感じたときに、必要とした手助けの内容（複数回答）－外出時グループ別

第2章 東京都福祉のまちづくり推進計画策定に向けた今後の主な課題と方向性

東京 2020 大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの様々なバリアフリーの取組を都市のレガシーとして発展できるよう、利用者の視点に立った環境整備を一層進めるとともに、東京 2025 デフリンピック^(※22)の開催も踏まえ、国籍や障害の有無に関わらないコミュニケーションや心・情報・街のバリアフリーをさらに推進する必要がある。

併せて、障害者権利条約批准を契機とした国内法令の実施状況、障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、多様な人が人権や尊厳を大切にし、お互いの違いを認め合いながら、支え合う共生社会の実現を目指すことが重要である。

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動するための環境の整備やサービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進する。

(1) 交通機関におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

【現状】

- ① 都内鉄道駅（JR・私鉄・東京メトロ・都営地下鉄等）
 - エレベーター等による 1 ルート確保（98.0%）、視覚障害者誘導用ブロック設置（99.9%）、車椅子利用者対応トイレ設置（97.2%）について、ほぼ全駅で達成している。
 - 都内の鉄道駅のホームドア整備率は全体で約5割、JR・私鉄駅の整備率は約3割、東京メトロ・都営地下鉄駅では、整備率8割超となっている。
 - ホームドア整備及び複数の出入口や乗換経路でのバリアフリールート確保等について、補助事業を活用し整備を促進してきた。
 - 利用者本位のターミナル駅の実現に向けた案内サイン等の改善について、新宿駅・渋谷駅・池袋駅・東京駅・品川駅・立川駅・八王子駅等の9駅において、案内サインの連続性確保や表示内容の統一等を実施した。
- ② バス（都営・民間）・タクシー
 - 都内を走行する路線バス車両のノンステップ化（96.3%）がほぼ完了した。
 - 都営バス停留所の上屋・ベンチ等を整備してきた。（上屋 1,589 棟・ベンチ 1,159 基）
 - 国内外からの多様な旅行者を迎えるため、観光バス等のリフト付き車両の導入を促進した。
 - ユニバーサルデザインタクシー車両について、都内のタクシー約4万台のうち約1万6千台に導入支援をした。

【課題と方向性】

① 都内鉄道駅

- 既存のバリアフリールートでは乗換のために大きな迂回が必要な駅や屋根の無いルートを通る駅等において、駅周辺や駅の特性を考慮して、バリアフリールートの複数化を計画的に促進していくことが重要である。
- 東京メトロ・都営地下鉄駅に比べて整備が進んでいないJR・私鉄駅のホームドアの整備については、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を踏まえた財政的支援とあわせ、扉位置の異なる列車等への対応等、技術的な課題への対応を行うなど、各鉄道事業者と連携しながら、計画的に促進していくことが重要である。
- 車椅子利用者等の単独での乗降が可能となるよう、ホームと車両の段差や隙間の縮小を進めていく必要がある。
- 車両更新に合わせて、車椅子やベビーカー等で利用可能なスペースの導入を進めることが望ましい。
- トイレにおけるバリアフリー設備等の機能分散、車椅子利用者対応トイレの増設等を必要に応じて計画的に進める必要がある。
- 駅構内におけるピクトグラム、音声案内装置、視覚障害者誘導用ブロック、デジタルサイネージ等、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づいて案内設備の充実を進める必要がある。
- 事業者間で連携した案内サインの改善（乗換経路、近隣トイレ等）を駅による特性を踏まえて進める必要がある。
- バリアフリーに関する情報（バリアフリールート、トイレのバリアフリー設備、ホーム上の単独乗降しやすい位置等）について、ウェブサイト等でわかりやすい情報提供を進めることが重要である。
- 駅員等による利用者への乗降介助（駅構内の誘導、車両乗降時のご案内等）等の対応全般に際して、合理的配慮の提供等を適切に実践できるよう、駅員等への教育を進める必要がある。
- 無人改札口・無人駅においては、障害の有無等に関わらず運行情報の取得が可能な環境整備を図るとともに、駅改札にインターホン等を設置するなど利用者との連絡手段を明確にし、必要に応じて人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要がある。
- 車両内の車椅子利用者・ベビーカーのスペース等の確保や優先席の利用、エレベーターの優先利用等に際しては、真に必要としている人への配慮等、乗客同士による心のバリアフリーの実践に向けた広報を行うことが必要である。

② バス・タクシー等

- 地域公共交通の区市町村支援に係る充実・強化を図ることが重要である。
- 観光バス、空港アクセスバスでのリフト付き車両やエレベーター付き車両の導入を促進する必要がある。

- リフト付貸切バスを手配して旅行を催行する旅行業者に対して、通常の貸切バス料金との差額について支援していく必要がある。
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を更に促進していく必要がある。
- 乗務員による利用者への乗降介助（正着（※23）、ニーリング（※24）、スロープ設置、座席の固定等）等に際して、合理的配慮の提供等を適切に実践できるよう、実務における接遇力やコミュニケーション能力の向上を進める必要がある。
- 車椅子使用者、ベビーカーの乗降や座席の固定等に際しては、動線の確保に協力し、乗客同士による心のバリアフリーの実践に向けた広報を行うことが必要である。

（2）道路におけるバリアフリー化

【現状】

- 都道での歩道の段差解消・勾配改善・視覚障害者誘導用ブロック等について計画的に整備してきた。（対象延長 180 kmのうち 147 km整備）
- 重点整備地区等の交差点において、エスコートゾーン（777 か所）、視覚障害者用信号機（2,982 か所）等を整備してきた。
- 無電柱化や連続立体交差事業等と一体的に歩道等のバリアフリー化を実施してきた。

【課題と方向性】

- 駅、生活関連施設（※25）を結ぶ都道での歩道のバリアフリー化を更に進める必要がある。
- 道路の面的なバリアフリー化を推進するため、区市町村道の特定道路（※26）等の歩道のバリアフリー化に対する支援を引き続き行う必要がある
- 複数の道路管理者や交通管理者が連携した誘導用ブロック・エスコートゾーン等の連続性の確保を図ることが重要である。
- ウェブサイト等での歩行空間に関するバリアフリー情報の提供、オープンデータ化に向けた検討を行う必要がある。
- 駅前放置自転車対策等と連動して、視覚障害者誘導用ブロック等の適正利用に向けた普及啓発を図っていくことが重要である。

（3）面的なバリアフリー整備

【現状】

- マスタープラン（4区3市）・バリアフリー基本構想（21区10市・101地区）について、区市町村が策定し、地域住民とも連携した面的なバリアフリー整備を促進してきた。
- 市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度の運用等と一体的に面的なバリアフリー整備を推進してきた。

【課題と方向性】

- マスタープラン（促進地区）、バリアフリー基本構想（重点整備地区）の策定やバージョンアップ（更新）が進むよう効果的な支援を行っていくことが重要である。
- バリアフリー基本構想等の策定を契機に、既存民間施設のバリアフリー化を図っていくことや、学校の間を活用したバリアフリー教室、障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会等の教育啓発特定事業（※27）等による心のバリアフリーの理解促進を図っていくことが重要である。
- 飯田橋駅周辺、新宿西口等における都市再開発に際して、エリアの基盤整備方針等に基づき、バリアフリー動線の拡充や分かりやすく快適な移動空間の形成等、面的なバリアフリー整備を図っていく必要がある。

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

多様な利用者にとって使いやすい環境の整備やサービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進する。

（1）建築物等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

【現状】

- 法令に基づく適合義務基準に加え、バリアフリー法認定、福祉のまちづくり条例適合証により新設等の際により高い水準へ誘導してきた。
- 都や区市町村のスポーツ施設、都庁舎、都立の学校・文化施設等で、新設・改修の際に当事者の意見も踏まえて整備した。
- 宿泊施設の車椅子利用者用客室・建築物バリアフリー条例に基づく一般客室のバリアフリー改修等を支援（令和元年度から4年度までに約166件）等により、これまで約3,200室を確保した。

【課題と方向性】

- 都有施設の改修・改築に当たっては、全ての人が利用しやすい施設づくりを推進していくため、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、利用者の視点に立った、質の高い空間を整備していくことが重要である。
- 東京2020大会の水準を継承したスポーツ施設等の改修等を行っていくことが重要である。
- 都民が身近でスポーツに親しめる環境を整えるため、区市町村への支援を効果的に行っていくことが必要である。
- 身近な地域のスポーツ施設における障害のある人の利用に際して、施設管理者が配慮すべきポイントを掲載した「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」（令和4年度改訂）の区市町村等のスポーツ施設での活用を図っていく必要がある。

- 公共施設等での当事者参画によるバリアフリー整備やユニバーサルデザインのトイレづくり等に係る好事例を周知するとともに、地域福祉推進区市町村包括補助事業（※28）等においてハンドブックの活用を働きかけていくことが必要である。
- 宿泊施設での車椅子利用者用客室の整備を促進するとともに、改正した建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の一層の確保を促進していくことが重要である。
- 車椅子利用者用客室の利用率の向上を図るため、同客室のしつらえや設備を図面や写真を併用して情報発信していくことが必要である。
- 小規模店舗等でのバリアフリー化、店員の接遇向上支援等を図ることが必要である。
- バリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障の充実に向けて、公有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要である。
- バリアフリー設備等のウェブサイト等での情報提供の充実やオープンデータ化に向けて、公有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要である。
- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進を図るため、民間施設等における赤ちゃん・ふらっとの設置等を更に進めていく必要がある。
- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用に向け、幅の広いスペースを真に必要としている人のために他の利用者は利用を控えるよう、普及啓発を強化するとともに、歩行困難な障害者や高齢者、妊産婦等、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画（※29）の拡充を図っていくことが重要である。

（2）公園等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

【現状】

- 都立公園・河川、海上公園、自然公園、区市町村立公園において、園路の勾配改善・拡幅、スロープ・手すり設置、誘導用ブロックの設置、トイレでの洋式化やオストメイト用設備（※30）・乳幼児用設備の設置等を推進してきた。
- 都立公園や区市町村立公園におけるユニバーサルデザイン遊具の整備を推進している。

【課題と方向性】

- 都立公園等の新規開園や改修等に伴うバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、訪れた誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を行っていくことが重要である。
- 文化財庭園においては、文化財としての芸術的、歴史的な価値を厳密に保存しつつ、利用にあたり誰もが地域の歴史を体感できるよう、管理運営等の手法も含めてバリアフリー化等を検討していくことが必要である。

- 国の交付金や市町村土木補助事業の中で、公園整備等を実施する区市町村に対し、技術的支援を引き続き図っていく必要がある。
- トイレにおけるバリアフリー設備等の機能分散、車椅子利用者対応トイレの増設や介助用ベッド（※31）の設置等を進めていく必要がある。
- 公園施設のバリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障、ウェブサイト等での情報提供等について、都立公園や区市町村立公園等での促進を図っていくことが重要である。
- 少子高齢化や多国籍化が進み、子供から高齢者まで誰もが住みやすい社会の形成が求められており、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備と共に、心のバリアフリーを推進するなど、地域・社会等、家族以外の人とのつながりを生み出し、誰もが気軽に立ち寄り、他者と交流できる場を創出することが必要である。

（3）公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

【現状】

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進してきた。
- 高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境を整備してきた。

【課題と方向性】

- 都営住宅については建替えに加え、既存の住宅でのエレベーター等整備や浴室・トイレの手すり設置等のバリアフリー改修を更に推進していくことが重要である。
- 居住する場所を選べるよう、高齢者、障害者や子育て世帯に配慮した民間住宅の供給を促進していく必要がある。
- 大規模災害発生後に、車椅子利用者等の多様な被災者が使いやすい応急住宅の確保に向けた事前の備えを図っていくことが重要である。

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段によりわかりやすく伝達する。

【現状】

- 都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障、様々な意思疎通支援事業等を実施してきた。
- 手話のできる都民を育成（修了者累計約1万人）、デジタル技術活用によるコミュニケーション支援、手話言語条例等に基づく普及啓発を行ってきた。
- 外出に必要な情報が集約されたとうきょうユニバーサルデザインナビ（※32）（以下

「UDナビ」という。)) において情報を掲載している。(約2千施設)

- 都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子利用者対応トイレ(約9千基)に関するバリアフリー情報をオープンデータ(※33)化し、毎年度更新を図ってきた。
- まちなかにピクトグラムや多言語で表記した案内サインを設置した。(令和2年度新規設置終了)

【課題と方向性】

- 面的なバリアフリー状況がわかるバリアフリーマップ等の作成に向けて、未作成の区市町村等を効果的に支援していくことが重要である。
- 都の広報物における手話・音声・字幕・多言語・カラーユニバーサルデザインへの配慮等による情報保障の充実を更に図っていくことが重要である。
- UDナビやオープンデータカタログサイト等の運営を通じた、施設によるバリアフリー情報の発信やオープンデータ化の促進を図っていく必要がある。
- 手話のできる都民の育成に加えて、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解や深め、手話人口の裾野拡大を図る必要がある。
- 誰もがスマートフォン等のデジタル技術を円滑に利用するための支援を行っていくことが必要である。
- 誰もが芸術文化を楽しめるよう、網膜投影(※34)や字幕等を活用した鑑賞サポートを検証・展開していくことが必要である。
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズム(※35)を更に推進していくことが重要である。
- 2025年の世界陸上及びデフリンピック開催を契機に、ユニバーサルコミュニケーション技術(※36)の開発や社会への普及を促進するため、事業者等と連携し、街中や競技会場における技術活用の実証等、これまでの取組を推し進めるとともに、より効果的に技術を社会に浸透させていくため、更なる普及促進策の検討が重要である。
- バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害のある方が使いやすい機能を備えたアプリを活用することで、障害のある方の日常的なウォーキングを促進する必要がある。

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

全ての人々が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境を構築する。

【現状】

- サポート企業連携事業、普及啓発ポスターコンクール等により、都民の「心のバリアフリーの認知度」は5割に上昇した。(令和3年度東京都福祉保健基礎調査)
- 障害者の理解促進、子育て世帯の応援、人権問題等に係る普及啓発を行ってきた。

- 福祉教育の充実（小中学校 1,896 校・都立高校 191 校）、青少年の健全育成を図ってきた。
- ヘルプマーク等の普及啓発、相談体制の整備等により、多様な人々の社会参加の支援を図った。

【課題と方向性】

- 多くの都民が社会モデルの考え方を正しく理解し生活の中で実践できるよう、SNS等を活用して広報を強化することが重要である。
- バリアフリー設備（障害者等用駐車区画、トイレのバリアフリー設備、視覚障害者誘導用ブロック等）の理解と認識を深めるべく、普及啓発を強化することが必要である。
- サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修、ヘルプマークの理解促進等の取組を更に周知していくことが必要である。
- 交流及び共同学習等の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、個々の違いを認め合い、相互理解を深めるインクルーシブな教育を推進していく必要がある。
- 学校教育と連携したユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開や、当事者と共に推進する取組が重要である。
- 多様な主体と連携し、社会全体で子供を大切に作る気運を醸成するため、官民一体となったコア・アクションを展開するとともに、子供にやさしいまちづくりや子供の参画機会創出等の参画企業・団体によるアクションを様々な観点から支援していくことが重要である。

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

想定されるあらゆる場面で要配慮者への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させる。

【現状】

- 大規模災害発生時に福祉避難所となる社会福祉施設等の耐震化を促進してきた。（約93%）※実績値は令和元年度末現在
- 区市町村に対して、要配慮者対応や避難所運営に関する指針作成・研修等により支援、ヘルプカード作成・活用を促進してきた。
- 要配慮者宅を訪問診断し、災害や日常生活事故に関する指導助言を実施することにより、要配慮者の被害軽減を推進している。

【課題と方向性】

- 避難所となる学校のバリアフリー化（スロープ等による段差解消、車椅子利用者対応トイレ等）について、児童生徒・地域住民等多様な人々が学校施設を安全、安心に利用

できるようバリアフリー整備に取り組む区市町村を支援することが重要である。

- 要配慮者に対する個別避難計画（※37）の作成等に係る区市町村への効果的な支援を図っていくことが重要である。
- 帰宅困難者対策等と連動して、要配慮者への対応を含めて更に周知していく必要がある。
- 災害時や日常生活上の事故の危険度がより高い要配慮者に対する訪問診断を実施していくことが必要である。
- 避難所等における女性・要配慮者等の視点を踏まえた災害用トイレの確保に向けた準備を図っていくことが重要である。
- 手話・文字、音声、多言語・やさしい日本語、ヘルプカード、コミュニケーションボード等による情報伝達方法を準備していくことが重要である。
- 都立公園等においては、発災時に来園者等が円滑に避難できるよう、公園の出入口や園路等の拡幅、防災対応トイレの整備、非常用照明の設置等を行っていく必要がある。

第3章 推進計画の策定に向けた基本的事項

1 推進計画の目標と計画期間

(1) 目標

都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」とすべきである。

(2) 計画期間

第13期意見具申「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」を踏まえ、ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速することができるよう、現行計画と同様に5年とすることが望ましい。

従って、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とすべきである。

(3) 都における他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象にしており、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要である。

また、推進計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携していく必要がある。

2 施策の体系

- 現行計画に基づく事業及び計画期間中に新たに開始した福祉のまちづくりに関する事業について、評価、検証を行った上で、今後の主な課題を整理する必要がある。
- その上で、次期の推進計画において取り組むべき施策の方向性について、検討することが望まれる。
- なお、各施策の推進に当たっては、この体系に基づき、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

II 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

III 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

IV 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

V 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

3 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

- 計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視する。
- 計画の検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップ（※38）の仕組みによる進行管理が重要である。
- 検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や世論調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりが必要である。
- これらを踏まえ、計画を進める上でのポイントは以下のとおりである。
 - (1) 福祉のまちづくりで目指す社会の共有
 - (2) 高齢者や障害者等の当事者の参画と意見の反映
 - (3) 都民、事業者、行政等が真に一体となった取組の推進

用語解説

※1 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※2 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成 26 年に批准した。

※3 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方

※4 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

※5 アクセシビリティ

障害者等が他の人と同じように施設やサービス等を利用できること

※6 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること

※7 インクルーシブな教育

障害の有無や国籍等にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、共に学ぶ多様な場を備えた教育

※8 建築物移動等円滑化誘導基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（義務基準に比べてより望ましい基準）

※9 1ルート

駅出入口からホームまで段差無く移動できるルート（バリアフリールート）の1つ目

※10 車椅子利用者対応トイレ

車椅子が回転できる広いスペースがあり、便器に移乗するための手すり等の車椅子利用者が円滑に利用するための設備を設けたトイレ

※11 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※12 歩行者感应式・視覚障害者用の信号機

「歩行者感应式信号機」は、画像感知器（カメラ）により自動で歩行者を感知し、横断青時間を延長又は短縮する信号機

「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間や横断方向を音響で知らせる機能が付いた信号機

※13 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※14 移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※15 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する移動等円滑化促進地区（※17参照）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしたもの

※16 重点整備地区

旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設を含む地区のうち、バリアフリー基本構想で指定した地区

※17 移動等円滑化促進地区

旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が含む地区のうち、マスタープランで指定した地区

※18 障害者等用駐車区画

車椅子使用者等、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画で、車椅子使用者用駐車区画とそれ以外の区画を含む

※19 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

からだの内部に障害があること

身体障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある

※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

※20 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者

具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※21 ヘルプカード

障害のある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めため、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード

※22 デフリンピック

聴覚障害者のための国際的なスポーツ競技大会

※23 正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること

※24 ニーリング

バスのエアサスペンション（空気バネ）の空気を抜き、車高を下げ、乗り降りしやすくすること

※25 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設の総称

※26 特定道路

バリアフリー法に基づく基本構想で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として、国土交通大臣が指定したもの

※27 教育啓発特定事業

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき区市町村や施設設置管理者等が実施する事業

※28 地域福祉推進区市町村包括補助事業

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する地域の福祉・保健・医療の推進に係る基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を、東京都が支援する事業

※29 優先駐車区画

車椅子利用者用駐車区画とは別に、施設設置管理者等の取組として、施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な人向けの駐車区画

※30 オストメイト用設備

主に人工膀胱・人工肛門を保有しているオストメイトが、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するために使用する汚物流し（洗浄装置・水洗を含む）や付帯設備のこと

※31 介助用ベッド

おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、ベッド上での着替えやおむつ交換、自己導尿等による排泄のために使用することが多い大型のベッドのこと

※32 とうきょうユニバーサルデザインナビ

高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト

※33 オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ

東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※34 網膜投影

弱視の人の「見えづらさ」を支援するものとして利用されている、瞳孔を通して入射した微弱なレーザー光で直接網膜に映像を描き出す新しい技術

※35 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者等、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組の総称

※36 ユニバーサルコミュニケーション技術

音声を多言語でテキストに変換し、これをディスプレイに表示するなど、国籍や年齢、障害のあるなし等に関わらない円滑なコミュニケーションを支援する技術

※37 個別避難計画

避難行動要支援者（高齢者や障害者等、災害時に一人では避難することが困難な人）について、支援者や避難場所、避難時配慮等をあらかじめ記載したもの

※38 スパイラルアップ

改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくこと